

入札説明書

京都府危機管理センター（仮称）整備工事に伴う総合政策環境部他執務室移転業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公告日 令和5年6月28日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇 隆俊
- 3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府危機管理部 災害対策課 情報・対策係
電話番号 (075)414-5619 FAX番号 (075)414-4477
E-mail: saigaitaisaku@pref.kyoto.lg.jp
- 4 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称及び数量
京都府危機管理センター（仮称）整備工事に伴う総合政策環境部他執務室移転業務 一式
 - (2) 業務の内容及び方法等
業務仕様書のとおり
 - (3) 履行期間
契約日から令和5年10月1日まで
 - (4) 履行場所
京都市上京区下立売通新町西入藪之内町（京都府庁旧本館及び第1・2号館）
- 5 入札に参加できない者
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- 6 入札に参加する者に必要な資格
入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。
 - (1) 物品又は役務の調達に係る競争入札の参加資格の審査等に関する要綱（昭和58年5月25日京都府告示第375号）に定める令和4・5・6年度競争入

札参加者の資格を得ている者で、取引種目「運搬・運送」に登録されているものであること。

(2) 令和2年4月1日以降において、同種業務を履行した実績を有すること。

同種業務：事務室の移転業務（机、椅子、書類用ロッカー、事務用機器類及び書類を梱包したダンボール箱等の運搬・運送等、規模50名分程度以上）の元請けとしての業務実績

(3) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当するほか、次のいずれかに該当する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(ハ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(ホ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(ヘ) 暴力団及び(ア)から(ホ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)

(4) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

7 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加確認申請書(様式1)及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間 令和5年6月28日(水)から令和5年7月3日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 提出場所 3に同じ。

(3) 提出方法

(1)の提出期間中の午前9時から午後5時までの間に持参により提出することとし、郵送又は電送による提出は認めない。

(4) 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

ア 京都府競争入札参加資格審査結果通知書の写し

イ 同種業務に係る受託実績調書(様式2)

ウ 同種業務の受託実績に係る契約書等の写し

エ 6に該当することを証する誓約書(様式3)

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

8 入札参加資格の確認結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

9 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者(5及び6の(3)に該当する者を除く。)は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができること知事が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書(以下「資格承継審査申請書」という。)及び当該承継に係る事

由を証する書類その他知事が必要と認める書類を提出しなければならない。
(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

10 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者についてその資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に京都府危機管理センター（仮称）整備工事に伴う総合政策環境部他執務室移転業務を粗雑にし、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき

カ アからオまでのいずれかに該当すると認められたことによりその資格を取り消され、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

11 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和5年7月6日（木）午後2時

イ 場所 京都府庁第1号館6階災害合同待機室

(2) 入札の方法

ア 入札書（様式4）は持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

- イ 代理人が入札する場合は、委任状（様式5）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示並びに当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。
- ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「京都府危機管理センター（仮称）整備工事に伴う総合政策環境部他執務室移転業務入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。
- エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。
- オ 入札回数は2回までとする。
- カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。
- キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を持参により事前に提出すること。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
なお、入札書の入札金額については訂正できない。
- (4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (6) 入札者は、入札説明書及び仕様書、契約書案その他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、令和5年7月5日（水）の午前中までに、ファックス又はメールにより質疑書（様式6）の提出を行うことによって説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札

書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「関係職員」という。）及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 資格のない者の行った入札

イ 確認申請書又は資格確認資料を提出しなかった者の行った入札

ウ 確認申請書又は資格確認資料に虚偽の記載をした者の行った入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者

カ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の行った入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者の行った入札

ク 札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者

コ 公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。こ

の場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

12 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

13 入札保証金
免除する。

14 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項に該当する場合は契約保証金を免除する。

15 契約書の作成の要否
要（別紙契約書案により作成するものとする。）

16 その他

- (1) 1から15までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (3) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。
- (4) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続き要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の失効を停止し、若しくは契約を解除することがある。